

佐倉市条例第9号

佐倉市地域公共交通会議条例

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に規定する協議を行うため、佐倉市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、道路運送法及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の例による。

(所掌事務)

第3条 交通会議の所掌事務は、次に掲げる事項を協議することとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客の運送の態様等に関すること。
- (2) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 地域公共交通計画の作成及び変更に関すること。
- (4) 地域公共交通計画の実施に関すること。
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること。

(組織)

第4条 交通会議は、25人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長その他市の職員
- (2) 公共交通事業者等及び関係団体の代表者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前条各号に規定する協議事項に関する知識又は経験を有する者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、副市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長は、会長が委員のうちから指名する者とする。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 交通会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 交通会議は、特定の事項を協議させるため、部会を置くことができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 関係者は、交通会議において協議が調った事項を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、都市計画主管課においてこれを処理する。

(委任)

第 1 1 条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、
会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に交通会議の委員となる者の任期は、第 5 条
第 1 項の規定にかかわらず、2 年以内において、市長が別に定める期間とする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1
年佐倉市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 景観アドバイザーの項の次に次のように加える。

地域公共交通会議	委員	日額	7, 6 0 0 円	
----------	----	----	------------	--

附 則（令和 6 年 7 月 1 日佐倉市条例第 3 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。